

せせらぎの丘等に水遊びができる環境を求める意見書

小諸市議会は、令和6年7月から9月にかけて気温30度を超える猛暑が続き、地球温暖化が進む昨今、市民から寄せられた公園における水遊びの需要に関する請願に対し、次の通り意見を表明します。

近年の夏、小さな子どもを持つご家庭では、暑さ対策として近隣の東御市や佐久市などに水遊び施設を求めて足を運ぶことが多く見受けられました。本市にも多くの公園が存在するものの、現在のところ、水遊びができる施設は一切整備されていない現状にあります。

特に、せせらぎの丘周辺では、保育園児や幼稚園児を連れた保護者や教育関係者が頻繁に訪れ、子どもたちは広場を駆け回りながら遊んでいます。 「夏場に水遊びができたらいいのに」といった声が多数聞かれていることも事実です。こうした声に応え、地域住民や子どもたちが安全に水遊びを楽しめる環境を提供することは、地域活性化にも寄与するものと考えられます。

さらに、まちタネ広場に新たな遊具が設置され、多くの子どもたちが喜んで利用している様子が見受けられ、これにより市内の遊び場が充実していることは大変喜ばしいことです。このような取り組みをさらに進め、夏季に水遊びができる施設の整備が進めば、多くの市民にとって幸福であることは言うまでもありません。また、せせらぎの丘等に水遊び施設が整備されることで、地域の子どもたちと大人が交流する場として、より地域に根差したコミュニティづくりにも繋がるものと考えます。

これまでに、600人以上の署名が集まり、市長に提出されたことも承知しています。

つきましては、市議会としても、せせらぎの丘等における水遊び施設の整備を進めることを強く求めるものであり、市当局に対して以下の事項について対応をお願い申し上げます。

記

- ・せせらぎの丘等に安全で安心な水遊びができる環境・整備を進めること。

以上のとおり、より良い生活環境の整備を進めるため、引き続き関係機関と連携し、積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年12月25日

小 諸 市 議 会